

# アングロ＝ノルマン期イングランドのフォレストについての覚書 ―アビンドン修道院とウインザー・フォレストとの関わりを中心に―

遠山 茂樹

## はじめに

かつてコモンロー体系の成立と国王令状について考察した松垣 裕氏は、労作『イギリス封建国家の確立』において、数ある「プラエキベ令状」のひとつとしてバークシャのフォレスト管理官に宛てた一令状を挙げている<sup>(1)</sup>。この令状に登場するアビンドン修道院はバークシャとオクスフォードシャに広大な所領を保有していたが、バークシャの所領の一部はウインザー・フォレストに包含されていた<sup>(2)</sup>。本稿の目的は、当令状をフォレストの観点から捉えなおし、それが手がかりにアングロ＝ノルマン期イングランドにおけるフォレストの一面をさぐってみることにある。当該時期のフォレストに関しては史料がきわめて乏しく、これまでの研究史をふりかえってみても、先行研究は手薄で、いわば「空白の時期」といってよい。ここでは、主としてアビンドン修道院年代記をもとに問題の令状がどのような歴史的文脈において発給されたのかを概観し、同修道院とフォレストの関係をさぐってみたい。また、ウィリアム一世、同二世治下において発給されたフォレスト関連の令状ないしは特許状を『アングロ＝ノルマン諸王証書集成』(Regesta Regum

(1) アングロ＝ノルマン期イングランドのフォレストについての覚書

Anglor Normannorum)より抽出し、もって同時期におけるフォレストの一側面を瞥見したいと思う。

この小論は先学がとりあげた一通の令状に端を発するものであり、考察も主としてその周辺に限られる。なお、本稿は近年、筆者がすすめている中世イングランドのフォレストに関する基礎的研究の延長線上に位置するものであるが、とりわけアングロノルマン期のフォレスト・システムを理解するための準備作業の一部であることをあらかじめおこわりしておきたい。<sup>(3)</sup>

## 一、アビンドン修道院とウインクフィールド

右の〈はじめに〉において述べたように、かつて松垣 裕氏はコモンロー体系の成立と国王令状に関する考察のなかで、数ある「プラエキペ令状」のひとつとしてパークシャのフォレストに宛てた一通の令状を挙げている。問題の令状は、ロールズ・シリーズの一冊である刊本『アビンドン修道院年代記』に収載されている。<sup>(4)</sup> 年代代記はこれまでも多くの研究者の実用に供してきたが、近年ジョン・ハドソンによってその改良・新版とでもいうべき『アビンドン修道院史』<sup>(5)</sup>以下、『修道院史』と略記)が公刊されるに至り、より一層の便宜がはかられるようになった。『修道院史』はフォレストの問題を考えるうえでも貴重な情報を提供しているが、そのひとつが本節の冒頭でふれた令状なのである。『修道院史』のなかでは「ウインクフィールドの森について (*De silua apud Winekefeld*)」という表題をもった当令状の内容は、次のごとくである。

【史料①】 *Wilhelmus rex Anglorum Waltero Oteri filio, salutem. Mando tibi et precipio ut abbatu Abbandone*

permittas habere suam terram et suam siluam omnino | liberam, preter siluestrem siluam, et pascua suorum hominum habeat in predicta silua. Et uide ne amplius de hac silua uel uilla iniuriam abbati facias) (試訳：「イングラント人の王ウイリアム(二世)は、ウォルタ・フィッツ・アザに挨拶を送る。余は汝に命ずる。汝はアビンドンの修道院長が、彼の土地と森をまったく自由に保持することを許認すべし。但し、樹木に蔽われた森は除く。さらに、同修道院長は、上述せる森にある領民たちの放牧地をも保持すべきものとする。かくして、汝はその森ないしは村について修道院長に不正が加えられないように、取り計らうべし。)(1)」内は筆者。以下、同様)

松垣氏の説明によれば、「一見、土地占有の確認のごとくであるが、侵奪者に対する返還(原状回復)命令である(2)。これ以上の説明はないが、問題はいったいいつ侵奪がおこなわれたのかということである。当令状に登場するウォルタ・フィッツ・アザは、後述するようにパークシャのフォレスト長官で、ウィンザーの城代もかねていた。右の令状が発給された(一〇八七×九七年)当時、アビンドン修道院では聖堂の再築工事が進行中で、修道院長レジナルドReginald(在位一〇八四―九七年)の招きで祭壇奉納のためにソールズベリ司教オズモンドがアビントンを訪れた。その折、ウォルタ・フィッツ・アザの使者たちは、ソールズベリ司教ならびにアビンドン修道院長臨席の下、「彼(ウォルタ)によって長きにわたって保有され、現今、教会と修道院長の手にゆだねられたウィンクフェールドの半ハイドの土地を(duniam hidam apud Winekefeld, ab eodem diu possessam ecclesie et abbati nunc relictam,)」返還し、今後その土地には干渉しない旨、証言した(3)。ウォルタは長きにわたって半ハイドの土地を保有してきたと『修道院史』の作者は述べているが、いったいいつ頃からその土地を保有していたのであろうか。筆者のみるどころ、これを解く鍵はドウムズデイ・ブックのなかにある。アビンドン修道院が所有するウィンクフェールドに関する記事のなかで、ドウムズデイ・ブックは「ある男が修道院長の意に反して半ハイドの土地を保有している。彼は不正にそれ(保有)をおこなっている

(3) アングロ=ノルマン期イングランドのフォレストについての覚書

(*unus homo tenet dimidiam hidam absque voluntate abbatis et injuste facti*)<sup>(3)</sup>」との記録を残している。ここでいわれている「ある男」こそ、ほかならぬウォルタ・フィッツ・アザではなかったかというのが筆者の推測であるが、後述するウォルタの行状を勘案すると、その可能性は高いように思われる。

さて、『修道院史』によれば、ウォルタの使者たちがアビンドンを訪れ土地の返還を約束した後も、王のフォレストたちは上述せるウインクフィールドの村に対して激しい敵意をあらわにし、ウインクフィールドの半ハイドの土地を返還するとの約束は事実上反故にされた。修道院長レジナルドは国王ウィリアム二世にフォレストの悪行を訴えたものと思われる。それに呼応して、王はフォレストたちの執拗な嫌がらせを抑えるために上述した令状(史料①)を発給し、ウインクフィールドの土地と森林を返還するよう命じたのである<sup>(4)</sup>。それゆえ、当令状が発給された背景には、アビンドン修道院の土地と森林をめぐる同修道院とフォレストの長年にわたる確執があったのである。

当令状においてウィリアム二世はアビンドンの修道院長が彼の土地と森を自由に保持することを認めているが、意味深長に「樹木に蔽われた森は除いて」(*preter siluestrem siluam*) いる。この点について、ヴァン・ケーネヘムは「樹木に蔽われた森」とはおそらく王の狩猟権が保護されていた場所であろうと述べ、同時に“*preter siluestrem siluam*”なる文言は、ことによると「王の狩りのために留保された」森のなかの獮獣は除く」という意味かもしれない、と付言している<sup>(5)</sup>。つまり、ここでいう「樹木に蔽われた森」とは、言葉の本来の意味における「フォレスト」、すなわち王の御狩場に指定されていた森ということになる。

ところで、ウィリアム二世の発給した令状(史料①)によってウインクフィールドの土地をめぐる係争が落ち着いたかというところ、けっしてそうではなかった。というのも、ヘンリー一世治世期にもウインクフィールドの所有権をめぐる争いがあったことを示す令状が残存しているからである。それは次のごとくである。

【史料②】〈Henricus rex Anglorum Hugoni de Bochelanda, et Godrico, et baronibus de Berchescira, Francis et Anglis, salutem. Volo et precipio ut ecclesia sancte Marie de Abendonahabereat et teneat terram suam de Winicfelda, cum omnibus sibi pertinentibus, ita bene, et honorifice et in firma pace, sicut melius eam tenuit tempore patris et fratris mei. Et precipio ut calumpnia quam God', prepositus de Windresores, super eam terram facit, de haia omnino et perpetualiter remaneat. Testibus Rogero Bigod et Grimaldo medico. Apud Northampton.〉(試訳：「イングランド人の王ヘンリ(一世)は、ヒュー・ドゥ・ボ克蘭デ<sup>(52)</sup>、ゴドリックならびに、フランス人であるとイングランド人であるとを問わず、パークシヤのバロンたちに挨拶を送る。アビンドンの聖メアリ修道院がウィンクフィールドの土地を、そのすべての付属物とともに、余の父(ウイリアム一世)、『同兄(ウイリアム二世)』の治世において保有せるごとく、良く、立派に、平穩に所有し、保有することを余は欲し、命ずる。かつ、ウィンザーの代官たるゴドリックが当該の土地に対しておこなっている獵林に関する権利要求は、完全にかつ恒久的に放棄されるように、余は命ずる。副書人口ジャ・バイゴッド、医師グリムオールド。ノーサムプトンにて。』<sup>(53)</sup>)

「ウィンクフィールドに関する証書(Carta de Winchefeld)」と表題が付されたこの令状の発給推定年代は、副書人口ジャ・バイゴッドの没年から推して1100×1107年とみられているが、『アングロ＝ノルマン諸王証書集成』の編者は1106年2月1日×7日と推定している。<sup>(54)</sup> K・L・シャーリイによれば、ウィンザーの代官ゴドリックはウィンクフィールドの所有権を要求したが、アビンドンの修道院長ファリティアス(Faritus)(在位1100—1107年)はヘンリー一世に訴えてそれを阻んだ。国王ヘンリー一世は、右にみた令状を発給してアビンドン修道院のウィンクフィールド所有を確認し、ゴドリックに彼の権利を放棄するよう命じたのである。<sup>(55)</sup> なお、シャーリイは言及していないが、ここで留意しておきたいのは、当令状においてゴドリックが放棄を命じられた権利要求が獵林に関するものであったという点である。

(5) アングロ＝ノルマン期イングランドのフォレストについての覚書

筆者が「獵林」と訳した *huta* なる語について、『アビンドン修道院史』の編者ハドソンは *hedge* (垣) の訳語をあてているが、この点についての注記はない。かりに「垣」として、いったい何のための垣であったのかという素朴な疑問が湧いてくる。

この *huta* なる語は本来狩獵と密接に結びついた語で、鹿の捕獲用に設けられた柵、またはそれによって囲い込まれた場所、あるいは鹿の逃走経路を「コントロールするために設けられた垣根や木柵を備えた堤を意味した<sup>(15)</sup>。要するに、「鹿垣」<sup>(16)</sup> ともいうべきもの、もしくはそれが設置されている「獵林」の謂いであり、ドゥームズデイ・ブックでもその意味で使用されている事例が散見される<sup>(17)</sup>。アングロ・サクソン時代の証書では *haga* がそれに相当するものと考えられるが、この語は多義的なことは、土地の境界を示す証書 (boundary charters) にもしばしば現われ、森林地の周囲に巡らされた堅固な柵を意味した<sup>(18)</sup>。それらの場所は獵場として特別に保留されていた区域で、ノルマン征服後「フォレスト」に組み込まれていったケースが多い<sup>(19)</sup>。ここにわれわれは「征服」前後におけるフォレストの連続性の一端を垣間みることができる。

右にみたように、ゴドリックがその権利を要求していたウインクフィールドの *huta* が、鹿狩りのための垣ないしは柵を備えた獵林であるとすれば、それは本節の冒頭でみた【史料①】の「樹木に蔽われた森」と事実上、同義と考えられる。アビンドン修道院が所有していたウインクフィールドの森は、少なくとも王の役人の目から見れば、ウインザー・フォレストのなかでも恰好の獵場とみなされていたようである。

ところで、ウインクフィールドに属する森に関連して、『修道院史』には次のような記述も残されている。表題は「ウインクフィールドの森について (*De siluis apud Winekefeld*)」である。

【史料②】〈Walterus filius Oteri, castellanus de Wildesore, reddidit abbatu Fartio duas siluas, nocatas Viridiae et

Baeseat apud Winekefeld nostram uillam, que pertinuerant ecclesie Abbandonie, sed eas per predecessores huius abbatis, uidelicet Adeldelumum et Rainaldum, hucusque tenuerat. Hanc redditionem primo apud castellum Wildesores abbati eidem reddidit, et deinde ad Natuiritatem sancte Marie uxorem suam Beatricem cum filio suo Willemo, Abbandoniam transmisit, ut quod ipse domi fecerat, ipsi Abbandonie confirmarent. Quod et factum est.」(試訳：「ウインザーの城代ウォルタ・フィッツ・アザは、われわれの村ウインクフィールドにあるViridelaeとBaeseatと呼ばれるふたつの森を修道院長ファリティアスに返還した。それらの森はアビンンドン修道院に属していた。これまでウォルタは、それらの森を当修道院長「ファリティアス」の先任者であるエドランとレジナルドを介して保有していた。ウォルタは、まずウインザー城で同修道院長に返還をおこなった。次いで、聖メアリの生誕記念日「九月八日」に彼自身が本拠地「ウインザー城」でおこなったことをアビンンドンで確認してもらったために、自分の妻ベアトリスを息子のウィリアムともどもそこ「アビンンドン」に派遣した。そして確認がなされた。」)

みられるように、ウォルタ・フィッツ・アザはウインクフィールドのふたつの森を侵奪しており、ヘンリー一世治下、修道院長ファリティアスの時代になってようやくそれを返還したのである。ようやくといったのは、ほかでもない。ウォルタ・フィッツ・アザがウインクフィールドのふたつの森を侵奪した「事件」は、ウィリアム征服王の時代にまでさかのぼるからである。そのあたりの事情を『修道院史』は次のように述べている。

【史料④】〈Præterea, de uilla Winekefeld, uersus Wildesoram sita, regis arbitrio ad forestam illic amplificandam quatuor hide tunc exterminate sunt. Adeo autem saltus ille abbacie noxius illo tempore exitit, quod non solum loca dudum hominum habitacula, nunc ferarum fierent cubilia, uerum et super hoc maior oppidi, quod in uicino super flumen

Tamisię locatum, nomine silue continet, duas silvas, quarum una lerdalea, altera Bascceat, dicebatur, illi uille Winekefeldt affinentes, sibi usurparet. Dicebatur is Walterus filius Oteri. Cuius potestati illo obniti parum profuit, cum esset illius castelli et forestarum per comitatum | Berkescire ubique constitarum primas et tutor, et | milites nostri penes eum excubias oppidi obseruarent. His itaque causis, quod sibi ille contraxerat, tunc retinuit.) (試訳：「さらに、ウインザーの方角に位置するウインクフィールド村から、そこにフォレストを拡大するために、王〔ウィリアム一世〕の裁量により、四ハイドが切り離された。その襲撃は、当時、修道院にとつては被害甚大であった。なぜならば、ひさしく人間の居住地であったところが、現今、野獣のねぐらと化しているばかりか、テムズ河近郊にあつて、天然の森にその名が由来するウインザーの城代が、ウインクフィールド村に属するふたつの森—ひとつはlerdelea、もうひとつはBascceatと呼ばれていた—を強奪してしまつたからである。その男はウォルタ・フィッツ・アザと呼ばれていた。彼の権力に逆らつたところで、ほとんど無駄であつた。それというのも、彼はその城〔ウインザー〕の、さらにはパークシャの其処かしこに設定されたフォレストの長にして保護者でもあつたからである。〔ウインザー〕城の寝ずの番に従事していたわれわれの騎士たちは、彼の意のままであつた。彼がみずから専有していたものを手放そうとしなかつたのも、まさにそのためなのである。〕」)

「ウインクフィールドの四ハイドについて (De quatuor hidis de Winekefeldt)」という表題をもつた右の叙述は、種々の点で示唆に富む。まず、フォレストの指定が「王の裁量で (regis arbitrio)」おこなわれたということ。ここにフォレスト設定における恣意性が端的に示されている。フォレスト法の恣意的な性格を強調する『財務府教程』の文言が想起される<sup>(22)</sup>ところである。実際に四ハイドの土地がフォレストにとり込まれたことはドウムズデイ・ブックによつても裏づけられる<sup>(23)</sup>。次に、フォレストにとりこまれたウインクフィールドの四ハイドの土地は、『修道院史』作者の言を借り



れば、野獸のねぐらと化し、もはや人間の住む場所ではなくなつたといふ。むしろこつした表現にはたぶん誇張もあるだろうが、ニュー・フォレストの事例を想起するまでもなく、当該地域の村民が実際に立ち退きを命じられた可能性も否定できない<sup>(24)</sup>。また、アビンドン修道院がウインクフィールドに所有していたふたつの森がウォルタ・フィッツ・アザなる人物によって強奪されているとして、修道士たちはこの男の非道な行為に対する怒りを隠さない。奪われた森のひとつはIerdelea、他はBaescatとそれぞれ呼ばれていた。なお、前者のIerdeleaが【史料③】にみられるVirdelaeと同じの森であることは、地名学の研究により判明している<sup>(25)</sup>。

ウォルタ・フィッツ・アザはウインザーの城代で、しかもバークシャ全域のフォレスト長官をかねていた。王城の城代がフォレストの管理にもたずさわるケースはしばしば見つけられたが、ウインザーの事例はそうした王城とフォレストとの密接な結びつきを示す好例といえよう<sup>(26)</sup>。一四世紀末の審問記録によれば、ウインクフィールドの住民はウインザー城で放牧料や養豚料の支払いをおこなっていた。これはウインクフィールドがウインザー・フォレスト内にあつたためであるが、おそらくウインザー・フォレストの長官を兼務していたウインザーの城代にそれらの貢租を納めていたものと推察される<sup>(27)</sup>。また、ウインザー城は四つの諸侯領パロリアから提供される総勢七三名の騎士たちによって守られていたが、そのひとつがアビンドン修道院長の所領で、同修道院長はウリアム征服王の時代から三〇名の騎士役負担を負っていたしかもその騎士の大半が一〇八一年のウェイルズ遠征に加わつてるところからみて、彼らは従軍ホスト・デ・ニューアの義務も遂行していたことがわかる<sup>(28)</sup>。さらに、アビンドンの騎士たちはウォルタ・フィッツ・アザの意のままになつていたといふ『修道院史』の叙述からすると、ウォルタはかなりの強権を発動していたにちがいない。

こつした事情もあつてか、ノルマン征服後アビンドン修道院と王の役人との関係はぎくしゃくしたものであつたといわれ、とりわけ修道士たちの反感をかつていた王の役人のひとり、このウォルタ・フィッツ・アザなのであつた<sup>(29)</sup>。『修道院史』作者がやや嘲笑ぎみに「彼の権力に逆らつたところで、ほとんど無駄であつた」と述べるとき、その行間から

ウォルタの非道な行為を阻止することができなかったジューミエージュ出身の修道院長エドワード・アデルム（在位一一〇七—一八三）に対する修道士たちの失望と諦観を読みとることもあながち不可能ではない。この文言にはアビンドンの修道士たちのウォルタ・フィッツ・アザに対する憤怒と同時に、修道院長に対する強い不満がこめられているのである。

ウォルタ・フィッツ・アザはウィリアム征服王の直屬封臣で、バークシャ、サリ、バッキンガムシャ、ハンプシャの諸州に土地を保有していた<sup>(30)</sup>。一例を挙げれば、王が広大な森林地を所有していたバークシャのバックルベリBuckleburyにおいて、彼はドゥームズデイ調査時に一ハイドの土地を保有していたが、「それはフォレストのうちであり、まったくゲルドを納めたことがなかった」<sup>(31)</sup>。また、彼はキンントベリKintburyにドゥームズデイ調査時半ハイドの土地を保有していたが、注目すべきことに、「その土地は、エドワード証聖王が王自身の食物地代給付地（*feorm*）からウォルタの前任者に授与したものであり、フォレストの管理にかんがみて（*propter forestam custodiendam*）、いつさいの貢租―但し、窃盗罪、殺人罪、家宅侵入罪、平和侵害罪といった王への罰金は除く―を免除されていた」<sup>(32)</sup>。ここからエドワード証聖王の時代に後世のフォレストに相当する森の役人があり、その役職をウォルタ・フィッツ・アザが引き継いだこと、そしてその前任者はフォレスト管理の代償として貢租の一部を免除されていたことが明らかである。

ウォルタはバッキンガムシャにも土地を保有していた。ドゥームズデイブックに記載されているバッキンガムシャの封地で最も長きにわたって領有されていたのは彼の保有地で、それはノルマン征服後数世紀にわたってウォルタを初代当主とするウインザー家によって領有されていたのであった<sup>(33)</sup>。さらに、彼はサリ在のウィリアム征服王の王領マナであるウォウキングWokingの一部を領有していた。「この土地については、アザの息子ウォルタがそのうちの三ヴァーギトを領有している。あるフォレストがエドワード王の時代にこれを領有し、それは当時エドワード王によって当該マナの「管理」外に置かれていた」<sup>(34)</sup>。ウォウキングのマナの一部は、エドワード証聖王の時代にあるフォレストによって領有され、王の御狩場だったのである。通常のマナ管理の外におかれていたという言い回しがそれを裏づけている。ウ

オルタ・フィッツ・アザはその土地の領有とフォレストの管理を前任者のフォレストからそっくりそのまま引き継いだわけである。ここにもわれわれは、「征服」前後のフォレスト制度の連続性をみてとることができる。

これまでみたところをふりかえってみると、アビンドン修道院はウィンクフィールドの土地と森林をめぐって王の役人と長年にわたって争いを続けてきたことが明らかである。それらは修道院長ファリティアスの時代になって一応の決着を見た。ファリティアスの獲得財産リストには「ウィンザー・フォレストのふたつの森」(*duas silvas in foresta de Windelsoma*)<sup>(35)</sup> も含まれているが、それは具体的には、ウォルタ・フィッツ・アザが侵奪していた *Terdelea/Virdelae* と *Bascet* の森を指すものと推定される。このように修道院長ファリティアスの時代に同修道院が土地や森に対する権利を回復することができたのも、ひとえに同修道院長が国王ヘンリー一世の愛顧をつけていたからであろう。ファリティアスの時代がアビンドン修道院の全盛期であったといわれるのも、ゆえなしとしない。

## 二、アビンドン修道院とフォレスト特権

次に、ウォルタ・フィッツ・アザとウィンクフィールドから目を転じて、アビンドン修道院が保持していたフォレスト関連の特権についてみてみよう。ヘンリー一世治下において、アビンドン修道院はみずからが所有するカムナ *Cumnor* とバークリ *Bailey* のふたつの森を管理する権限とノロジカの捕獲を認められる一方、アカジカの捕獲についてはあくまでも王の許可を要するとされていたことは前稿においてすでにみたところである。<sup>(37)</sup> また、ヘンリー一世治下では、たとえばグロースタの聖ペテロ修道院に対して、ディーン・フォレストにおいて捕獲される王の全猟獣の十分の一が贈与されていたが、<sup>(38)</sup> それとまったく同じように、アビンドン修道院もヘンリー一世治下においてウィンザー・フォレストから同様

の贈与を受けていた。次の令状がそれを裏づけている。

【史料⑤】〈Henricus rex Anglorum, W. filio Walteri, et Croco venatori, et Ricardo seruenti, et omnibus ministris de foresta Windresores, salutem. Sciatis me concessisse Deo et sancte Marie de Abbendona totam decimam de venatione que capta fuerit in foresta de Windesores. Testibus Roberto episcopo Linee et Eudone dapifero. Apud Bruhellam.〉(試訳：「イングランド人の王ヘンリ(一世)はウィリアム・フィッツ・ウォルタ、狩人クロック、下役リチャード、そしてウィンザー・フォレストのすべての役人に対して、挨拶を送る。汝らは、余が神とアビンドンの聖メアリ修道院に対して、ウィンザーのフォレストにおいて捕獲される猟獣の十分の一を譲与したことを承知すべし。副署人、リンカン司教ロバート、執事ユード。ブリルにて。」)<sup>(40)</sup>

当令状の発給推定年代は1100×1135年で、名宛人のひとりウィリアム・フィッツ・ウォルタは先述したバークシャのフォレスト長官ウォルタ・フィッツ・アザの息子である。<sup>(41)</sup>

また、フォレスト地域に所領をもっていた有力諸侯は小獣(ノウサギ、キツネなど)狩猟権を授与されることがしばしばであった。<sup>(42)</sup> いわゆるウォレン(warren, *warrama*)である。次にみる令状はヘンリ二世が発給(1154×1189年)したものである。

【史料⑥】〈Henricus rex Anglorum et dux Normannorum et Aquitanorum et comes Andegavorum iusticiis, uicecomitibus, forestariis, et omnibus ministris suis Anglie, salutem. Concedo quod abbas de Abbendona habeat warrenas in omnibus terris suis in quibus antecessores sui warrenas habuerunt tempore regis Henrici aui mei. Et prohibeo ne quis

In eis fuget uel leporem capiat sine eius licentia super decem libras forisfacture. Testibus episcopo Ebroic', et episcopo Baioc', Apud Rothom' ) (試訳：「イングランド人の王、ノルマン人ならびにアキテーヌ人の公にして、アンジュー人の伯であるヘンリ(二世)は、判官、州長官、フォレスト、そしてイングランドの彼のすべての役人に対して、挨拶を送る。余はアビンドンの修道院長が、彼の前任者たちが余の祖父ヘンリ王(一世)の時代に小獣狩猟権を保持していたすべての領地において、その権利を保持することを認める。かつ何人も修道院長の許可なくして修道院長の領地で狩りをおこなってはならず、あるいはノウサギを捕獲してはならない。これに違反せる場合は一〇ポンドの罰金を取り立てるものとする。副署人 エヴルー司教ならびにバイユ司教。ルーアンにて。<sup>(43)</sup>」)

右にみるように、アビンドン修道院長も領地の全域で小獣狩猟権<sup>ウサギ</sup>を与えられていた。また、豚の放牧についても特権(養豚権)を与えられていた。これについては、ヘンリ二世治世期に出された次の令状(一一五四×一一八九年)より明らかである。

【史料⑦】〈Secundum itaque preceptum regis, per legales homines de hundredo sacramento recognitum est abbatem Abbandonie in foresta Kingesfrid trecentos porcos habere sine pastagio antiquitus solere, et regis Henrici tempore habuisse. Quod et ita Walehino abbati et successoribus suis ex regis iussu concessum et confirmatum est.〉(試訳：「王の命にもとじき、ハントレドの適法者の宣誓により、アビンドン修道院は古来キングスフリスの森において三百頭の豚を放牧料なしで保持するのが慣わしであったこと、ならびにヘンリ王(一世)の時代にも「かかる権利を」保持していたことが認定証言された。王の命により、それはかくのごとく修道院長ウォクリンと彼の後継者たちにも授与され確認<sup>(44)</sup>された。」)

冒頭の「王の命にもとづき」といっのは、当令状が発給されるに先だって、ヘンリー二世が発していた次のような命令を指している。

【史料⑧】〈Henricus rex Anglorum et dux Normannorum et Aquitanorum et comes Andegavorum Ricardus de Luceio et forestariis de Windresores, salutem. Precipio quod sine dilatione faciatis recognosci per sacramenta legalium hominum de hundredo quot porcos quietos de pasnagio abbas de Abbendona solebat habere in foresta mea que Kingesfrid uocatur, tempore regis Henrici aui mei. Et sicut | recognitum fuerit, ita Walchelino abbati de Abbendona, et monachis ibidem Deo seruientibus iuste habere faciatis. Teste Manassero Biset dapifero. Apud Rothom.〉(試訳：「イングラント人の王、ノルマン人ならびにアキテーヌ人の公にして、アンジュー人の伯であるヘンリー(二世)は、リチャード・ドウ・ルーシならびにウインザーのフォレストたちに対して、挨拶を送る。汝らは即刻ハンドレドの適法者たちの宣誓により、アビンドン修道院長が余の祖父ヘンリー王(一世)の時代に何頭の豚について放牧料を免除されていたか、認定証言せしめよ。認定証言がなされたら、それに従って汝らはアビンドン修道院長ウオクリンならびに同修道院において神に奉仕せる修道士たちに、「それらの豚を」適正に保持せしめよ。副書人、執事、マンセルス・ピセット。ルーアンにて。」)

右の命令にもとづいて審問調査がおこなわれ、先の【史料⑦】にみた証言が得られたのである。アビンドン修道院が総数何頭の豚をキングスフリスの森において放牧していたかは不明であるが、少なくともヘンリー一世治下ではそのうちの三百頭については、養豚料を免除されていたことが明らかである。当令状も上述べた小獣狩猟権に関わる令状(史料⑥)同様、ヘンリー二世によって発給されたものであるが、そこからはフォレスト特権も祖父ヘンリー一世治世の状態

に復帰せしめようという意図が読みとれるほか、それら小獣狩猟権や王の森における豚の放牧権そのものは少なくともヘンリー一世治世期には存在しており、ことによるとそれ以前に下賜されていた可能性もじゅうぶんあり得よう。

これまでみてきたような王によるフォレスト特権の下賜は、いうまでもなく、ひとりアビンドン修道院だけに限ったものではなかった。以下、ウィリアム一世、同二世治下における事例を若干挙げておこう。たとえば、ウィリアム一世はウエストミンスター修道院に対してバタシBatterseaに属する森における狩猟権を附与した<sup>(47)</sup>。同様にウィリアム一世はワイトビイ修道院のために、何人も同修道院の直轄領地内にあるフォレストや獵獣に干渉してはならず、それに違反せるものは王に罰金を支払うよう命じている<sup>(48)</sup>。また、ロンドンの州長官と市民に対して宛てた令状において、同王はカンタベリ大司教ランフランクに属するハロウHarrowのmanaにおいてはアカジカの牡・牝ないしはノロジカを捕獲してはならず、当該manaではランフランクの命令もしくは許可なくしては何人も狩りをしてはならないと命じている<sup>(49)</sup>。

次に、ウィリアム二世治下において修道院が享受したフォレスト特権の事例をみてみよう。チャートスイ修道院の修道士たちは、ウィリアム一世治世期同様、彼らの所有する森から彼らの使用のために木材を採取する権利を王に確認してもらい、さらにノウサギ狩りとキツネ狩りをおこなうために獵犬を飼育することを認められた<sup>(50)</sup>。マームズベリの修道院長ゴドフリGodfreyは、王のフォレストの干渉を受けずに、みずからの森を管理する権利を授与された。また王は狩人クロックに対して、マームズベリ修道院長とその領民を相手取っておこなっている罰金六〇シリングの支払い要求を却下するよう命じた<sup>(51)</sup>。ピータバラの修道院長は、ノーサンプトンシャにおいて王が持っていた狩猟権（獵獣）の一分の一を授与された<sup>(52)</sup>。ロチェスタの修道院は、同修道院がサセックスにもっていたロザフィールドRotherfieldの教会に属する狩猟権を認められた<sup>(53)</sup>。ラムジ修道院長オールドウィンAldwinは、みずからが所有している森を王のフォレストの干渉からまもるべく二通の令状を獲得した<sup>(54)</sup>。但し、野獣と開墾地についてはフォレストの干渉をまぬかれることはできなかった<sup>(55)</sup>。同じくラムジ修道院がハンティンドンシャに所有していたハーストHurstの土地はウィリアム・フィッツ・



オズモンドによつて横領されていた。王はその返還を命ずる一方、他方でハンティンドンの州長官に対して、土地篡奪者のウィリアムが鷹の飼育地として使用していた土地の禁制を解くよう命じた。<sup>(56)</sup>

このような令状や特許状が発給されたのは、王が修道院所有の土地や森林にフォレスト法の網をかけ、その利用を制限・管理していたからにほかならない。自己の所有林から、みずからの使用のために木材を採取するにも王の許可が必要であつたことを雄弁に物語っているチャートスイ修道院の事例は、フォレスト法による森林規制の典型といえよう。王のフォレストの干渉をまぬかれ、みずからの森の管理権を獲得したマームズベリやラムジ修道院の事例もしかりである。また、狩獵權に関していえば、特定の森やマナないしは領域においてそれが認められている。なかでもカンタベリ大司教ランフランクは、みずから所有するハロウ・マナにおいてノロジカのみならずアカジカの捕獲をも認められていたことが暗示されているが、通常、アカジカは王の手に留保されているだけに、特異なケースとして注目されよう。

フォレスト法の規制は王が修道院のために発給した令状や特許状によつて緩和されたのである。<sup>(57)</sup> アビンドン修道院も、その例外ではなかつた。本節の冒頭に挙げた【史料①】では、アビンドン修道院が所有する土地と森の自由な保持が認められているが、これはいつさいの貢租を免除されたことを含意すると同時に、フォレストの干渉ないしは監視の目をまぬかれたという意味でじつに大きな特権であつたとみなすことができる。

E・カウニイのアビンドン修道院年代記にもとづく分析によれば、ファリティアスが修道院長をつとめていた一七七年のうちにアビンドン修道院はヘンリー一世ならびに王妃マチルダから八一通あまりの令状や特許状を獲得している。同様に、エドランは一三年の在職期間中に三通、レジナルドは一三年間で七通、ヴィンセントは六年間で三通、インガルフはヘンリー一世治世期五年の在職期間中、一通であつた。<sup>(58)</sup> もちろんこれはフォレスト関連の証書ばかりではないが、修道院長ファリティアスの時代に圧倒的に多くの国王証書がアビンドンに対して発給されたのは、ヘンリー一世がファリティアスに対して格別の敬意を払い、厚遇して<sup>(59)</sup>いたことの証左である。いずれにせよ、王の令状や特許状を獲得するこ



とによって、アビンドンをはじめとする有力な修道院はフォレスト法の網の目をいわば「合法的に」かいくぐっていたのである。

## むすびにかえて

この小論では先学がとりあげた一通の令状を導きの糸として、アビンドン修道院とフォレストとの関わりを中心に、アングロ＝ノルマン期におけるフォレストの一側面をさぐってみた。アビンドン修道院とフォレストの関係ひとつをとってみても、その全体像を把握することは筆者の能わざるところであるが、これまでみてきたようにウィンザー・フォレストの一角をなすアビンドン修道院所有のウィンクフィールドの土地と森林をめくり、同修道院と王のフォレスタやリーヴが抗争をくりひろげていたことが明らかである。こうした確執・抗争はアビンドン修道院に限られたものではなく、シャーリーによれば、既述のマームズベリー修道院やラムジ修道院の場合にもあてはまるものであった。<sup>(61)</sup> 他方で、修道院や司教は特許状の獲得によって、フォレスト法の網の目をくぐっていた。この種の証書の獲得にさいしては、ヘンリー一世とファリティアスの関係にみるごとく、王と修道院長とのパーソナルな関係が大きく作用していたものと思われる。そして、そのような国王証書を獲得し得たのはおしなべて聖界諸侯であったが、これは筆者の利用した史料が主として『アングロ＝ノルマン諸王証書集成』であることに因るのかもしれない。<sup>(62)</sup> 世俗諸侯もフォレスト特権を付与されていたことはじゅうぶんに考えられるところであるが、管見の限りでは、ウィリアム一世、同二世期のフォレスト関連史料はきわめて乏しく、ごく一部の有力諸侯がチェイスを保持していたにすぎない。ことによると、こうした残存史料の過少性は両ウィリアム王がフォレスト特権の授与を渋ったことの証左なのかもしれない。<sup>(63)</sup>

本稿では、アビンドンの『修道院史』に登場するウィンザーの城代にしてバークシャのフォレスト長官でもあったウォルタ・フィッツ・アザに注目し、彼がドウムズデイ・ブックのウィンクフィールドの記事に記されている「ある男」である可能性が高いことを指摘した。この点は、従来のフォレスト研究では看過されてきたところである。ドウムズデイ調査時に、調査団もしくは州の陪審団をして「ある男」と言わしめた人物がウォルタ・フィッツ・アザであるとすれば、彼はウィリアム征服王の時代にアビンドン修道院長の意に反してウィンクフィールドの半ハイドの土地とふたつの森を奪取していたことになる。もっとも「ある男」の氏名が明記されていない以上、確言はできないのであるが、両者が同一人物である可能性は高いものと推察される。

フォレストとフォレスタの「悪慣習」についてはかのマグナ・カルタにも取りあげられているが（一一一五年「マグナ・カルタ」、第四八条）、本稿においてみた如く、少なくともウィンザー・フォレストの一角ではアングロ＝ノルマン期の当初から「悪慣習」がはびこっていたのである。<sup>(64)</sup> こうした状況が国王証書の発給に拍車をかけたことは、容易に推測されるところである。<sup>(65)</sup>

ノルマン征服後のフォレストについては、周知の『アングロ・サクソン年代記』にみられるウィリアム征服王の追悼詩<sup>(66)</sup>が引き合いにだされるのがつねであるが、「クロニクル―カーチュラリ」たるアビンドン修道院年代記<sup>(67)</sup>も、アングロ＝ノルマン期のフォレスト行政に関する貴重な情報を提供していることが理解されよう。

なお、本稿ではノルマン征服前後におけるフォレスタないしはフォレストの連続性についても触れたが、これはそれじたい大きなテーマであり、本稿の域を超える。他日を期したい。

## 註

### 〔略語表〕

RRAN : *Regesta Regum Anglorum-Normannorum 1066-1154*, 4 vols. Davis, H. W. C. et al., eds. Oxford, 1913-69.

CMA : *Chronicon Monasterii de Abingdon*, 2 vols., ed. by Joseph Stevenson, Rolls Series, London, 1858.

HA : *Historia Ecclesie Abbedonensis The History of the Church of Abingdon*, vol.ii, ed and tr., by John Hudson, Oxford, 2002.

TC : *Two Cartularies of Abingdon Abbey*, ed., by C.F. Slade and Gabrielle Lambriek, 2 vols, Oxford Historical Society, 1990.

VCH : *The Victoria County History for various counties*

- (1) 松垣 裕 『イギリス封建国家の確立』 山川出版社、一九七二年、三一―八頁。
- (2) アビンドン修道院所領はパークシャとオクスフォードシャに点在しており、同修道院の重要な森林資源はウィンクフィールドを含むパークシャ東部にあった。ドゥームズデイ・ブックはアビンドン修道院が当時、国王を除けば、パークシャでは最大の土地領主であったことを示している。この点についての詳細は以下を参照。 J. Townsend, *A History of Abingdon*, London, 1910, rep., by S.R. Publishers Ltd, 1970, pp.15-16 ; M. Biddle, G. Lambriek, and J. N. L. Myres, "The Early History of Abingdon, Berkshire, and its Abbey", *Medieval Archaeology*, XII, 1968, pp.26-69 ; C.J. Bond, "The Reconstruction of the Medieval Landscape: the Estates of Abingdon Abbey", *Landscape History*, vol.i, 1979, pp.59-75; *VCH, Berkshire*, vol.i, p.309. ウィンクフィールドは「征服」前後を通じて、アビンドン修道院の直轄となっており維持・管理された（HA, p.lxxvii）。なお、最新刊の *Historia Ecclesie Abbedonensis The History of the Church of Abingdon*, vol.i, ed. and tr., by John Hudson, Oxford, 2007, p. ciiiには、ドゥームズデイ・ブックに記載されているエドワード証聖王時代（TRE）の所領分布図が掲載されており、ウィンクフィールドの所在地とウィンザー・フォレストも記されているので、あわせて参考されたい。
- (3) 従来、筆者はフォレストに「御料林」なる訳語をあててきたが、厳密に言うべし、フォレストと日本語の「御料林」との間には意味の上でズレがある。それゆえ、本稿では「フォレスト」というカタカナ表記を使用する。なお、この点については、指摘をくださった篠塚信義教授にこの場をお借りして謝意を表したい。

(4) *Chronicon Monasterii de Abingdon*, 2 vols, ed., J. Stevenson, Rolls Series, London, 1858. 当史料の性格については、セリあたり

D.C. Douglas, "Some early surveys from the Abbey of Abingdon", *English Historical Review*, vol.44, 1929, p.618, n.4; F. M. Stenton, *Early History of the Abbey of Abingdon*, Blackwell, 1913, pp.2-3. 1) 『マウンテン修道院年代記』は、鶴島博和氏の大作「十一世紀のイングリランドにおける「国家」と「教会」——とくに教会人事と軍事の観点からみた「アングロ・イングリッシュ」期の教会国家体制研究序説——、佐藤伊久男編『ヨーロッパにおける統一的諸権力の構造と展開』創文社、一九九四年所収、一三七—一四二頁において引用・説明されており、軍事奉仕に関する詳細な検討史料のひとつとして活用されている。なお、マウンテン修道院の建立とその所領に関連して、同、一五七—一六〇頁も参照のこと。

- (5) *Historia Ecclesie Abbatensis The History of the Church of Abington*, 2 vols, ed. and tr. by John Hudson, Oxford, 2002 & 2007. 当該書に関連して、J. G. H. Hudson, "The Abbey of Abingdon, its *Chronicle* and the Norman Conquest", *Anglo-Norman Studies* XIX, edited by Christopher Harper-Bill, The Boydell Press, 1997, pp.181-202 参照。わが国では、これに関連して中村敦子氏が史料論にも立ち入った詳細な論考を発表している。中村敦子「証書と叙述——マウンテン修道院史」の事例から——『關西大学西洋史論叢』第八号、二〇〇五年、五三—六五頁；Atsuko NAKAMURA, "Charters in Conflicts: The Role of Charters in the Chronicle of Abingdon Abbey", *The Hastings Society Journal, Japan*, edited by Hirokazu TSURUSHIMA, vol.1, 2005, Kumamoto, pp.13-16. なお、本稿の本文で挙げた史料は「マウンテン修道院の刊本からのもの」であり、試訳にせよしては「マウンテンの英訳ならびに前註(四)のスタンレー・マウンテン修道院年代記」を併せて参照した。

- (6) *HA*, no.35. Cf. *CMA*, ii, pp.29-30. *RRAN*, I, no.391. R.C. van Caenegem ed., *Royal Writs in England from the Conquest to Glanville*, Selden Society, lxxvii, 1958-9, no.31. 引用【中註①】の最後の文中に「*nulla est*」『マウンテン修道院年代記』*PLatina* 1666(*CMA*, ii, p.30) だが、このように言わねば、松垣氏が挙げているのは、史料右記の *RRAN*, no.391 への *Royal Writs*, no.31 であるが、その原拠はいずれも『マウンテン修道院年代記』1666。

- (7) 松垣 裕、前掲書、三三八頁。

- (8) 'Operis renouandae ecclesie structura capiente augmentum, episcopus Osmundus dedicandi in memoriam apostolorum Petri et Pauli altaris gratia, ab abbate Abbatoniam rogatus uenit. Dies quartae ebdomade Quadragesime erat tunc Dominicus. Cum ecce, inter benedictionum sacra pontificalium, legati a Waltero filio Oteri missi in presentia eiusdem episcopi et abbatis assunt, contestantem quod dimidium hidam apud Winekefeld, ab eodem diu possessam ecclesie et abbati nunc relictam, promiserit relinquere deinceps euo se suosque heredes inde nunquam intrmittere uelle, ideoque eam perpetualliter reddiderit illis liberam.' (*HA*, no.33.) Cf. *CMA*, ii, pp.29.

- (9) P.Morgan ed., *Domesday Book 5, Berkshire*, 7.31(D.B.fo.59b), Phillimore, 1979; *VCH Berkshire*, i, p.340.
- (10) 'Predicte autem uille Winekefeld regis forestarii plurimum infestis fiebant. Quod cum ipsi regi abbatibus ex parte delerretur, illorum molestiam huiusmodi cohercuit mandato, Waltero eidem taliter scribens: '(H4, no.34) Cf.CMA.ii, pp.29.
- (11) R.C.Van Caenegem *op.cit.*, p.428, n.1.
- (12) ヴォー・ヤウ・ボウランシュロフツゼ C.A.Newman, *The Anglo-Norman Nobility in the Reign of Henry I*, Philadelphia, 1988, p.101; 彼はパーノクシャの州長官にこの新聞で、ノルマンに修道院に村に好意的な姿勢を採ったため、回修道院にこの好都合な人物だした。この使にこのゼ E.Cowmie, *Religious Patronage in Anglo-Norman England 1066-1135*, A Royal Historical Society publication, The Boydell Press, 1998, p.46.
- (13) H4, no.117. Cf.CMA.ii, p.87; T.C.L81 ; R.RAN.ii, no.736.
- (14) H4, p.129, n.304; R.RAN.ii, no.736; R.C.Van Caenegem, *op.cit.*, no.171.
- (15) K.L.Shirley, *The Secular Jurisdiction of Monasteries in Anglo-Norman and Angevin England*, The Boydell Press, 2004, p.56-57.
- (16) D.C.Darby, *Domesday England*, Cambridge, 1977, p.204; A.Ballard, *The Domesday Inquest*, London, 1906, p.167; P.Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century*, Oxford, 1908, p.292 ; R.Weldon Finn, *An Introduction to Domesday Book*, London, 1963, p.206.
- (17) じやウネゼ P.Morgan ed., *Domesday Book 25, Shropshire*, 6, 14(D.B.fo.260b) Phillimore, 1986; Lingen(iti haia capreolis caprentis); P.Morgan ed., *Domesday Book 25, Shropshire*, 4, 8, 10(D.B.fo.256c) Phillimore, 1986; Corton(ibi est haia capreolis capientis); P.Morgan ed., *Domesday Book 16, Worcestershire*, 18, 4(D.B.fo.176c) Phillimore, 1982; Kingston (i haia in qua capiebantur feneh); D.C.Darby, *op.cit.*, p.204.
- (18) hage, 'a hedge, an enclosure', 'a messuage, property' in D.Hooke, *Worcestershire Anglo-Saxon Charter Bounds*, The Boydell Press, 1990, p.429; *idem*, *The Anglo-Saxon Landscape*, Manchester UP, 1985, p.118.
- (19) D.Hooke, "Pre-Conquest Woodland" *Agricultural History Review*, vol.37, 1989, ii, p.123ff; *idem*, *The Landscape of Anglo-Saxon England*, Leicester UP, 1998, pp.154-7; *idem*, *Anglo-Saxon Landscapes of the West Midlands : The Charter Evidence, British Archaeological Reports, British series* 95, Oxford, 1981, pp.234-254; *idem*, "Regional Variation in Southern and Central England in the Anglo-Saxon Period and its Relationship in Land Units and Settlement", in D.Hooke ed., *Anglo-Saxon Settlements*, Oxford, 1988, p.145.

- (20) HA, no.189. Cf. CMA.ii,p.132.
- (17) HA, no.6. Cf. CMA.ii,p.7.
- (22) 'Sane forestarum ratio, pena quoque uel absolutio delinquentium in eas, siue pecuniaria fuerit siue corporalis, seorsum ab aliis propriis subsistit quas non communi regni iure set uoluntaria principum institutione submixas dicunt, adeo ut quod per legem eius factum fuerit non iustum absolute set iustum secundum legem foreste dicatur.' (Charles Johnson, ed. and tr. *Dialogus de Saccaria*, London, 1950, pp.59-60.)
- (23) P.Morgan ed., *Domesday Book 5, Berkshire*, 7.31(D.B.fo.59b)Phillimore,1979.
- (24) ニター・フォレストのついでに、この地はH.C. Darby の著述に、195-207頁、H.C. Darby and Eila M.J. Campbell, *The Domesday Geography of South-East England*, Cambridge, 1962, pp.324-326. ニター・フォレストの創設は、諸年代記作者が述べるほど暴力的な破壊を伴わなかった。この地はF.H. Barking, "The Making of the New Forest", *English Historical Review*, XVI, 1901, pp.427-38. フォレストの設定に伴う住民の放逐は、ウインチェスター司教がウールトシャーに所有していたマナのこの地をダウンタウンDowntonにも移した。この地はVCH, *Wiltshire*, ii, p.208, *Ibid.*, iv, p.392.
- (25) M.Gelling, *The Place-names of Berkshire*, part 1, English Place-Name Society, 1973, reprinted 1982, p.42.
- (26) フォレストの田舎のついでに、*Domesday people : a prosopography of persons occurring in English documents, 1066-1166*, compiled by K.S.B. Keats-Rohan, The Boydell Press, 1999, p.455参照。ウインザーの城代はS. Bond, "The Medieval Constables of Windsor Castle", *English Historical Review* vol.CCCXXIII-April 1967, pp.225-249. 城はフォレストの端にあり、ウインチェスターの地をこの地から離れさせた。O.H. Creighton, *Castles and Landscapes*, London, 2002, pp.186-188.
- (27) G.D.G.Hall, "The Abbot of Abingdon and the Tenants of Winkfield", *Medium aevum, Society for the Study of Medieval Languages and Literature*, xxviii, 1959, pp.94-95.
- (28) J.H.Round, "Castle Guard", *Archaeological Journal*, lix, 1902, pp.144-159; F.M. Stenton, *The First Century of English Feudalism 1066-1166*, Oxford, 1952, pp.212-3; C.W. Hollister, *The Military Organization of Norman England*, Oxford, 1965, p.142. Cf. HA, nos.5, 11; CMA.ii, pp.3, 10.
- (29) E. Cowme, *op.cit.*, p.40.E. カウミーは、マウンテンの修道士たちの怒りを買ったマウンテンの国王役人、Sheriff Frogger

つめした (*Ibid.*, p.40.)

- (30) *VCH Berkshire*, i.p.354 ; *VCH Buckinghamshire*, i.pp.265-6 ; *VCH Hampshire*, i.p.497 ; *VCH Surrey*, i.pp.322-3; J.Sanders, *English Barones*, Oxford, 1960, p.116.
- (31) P.Morgan ed., *Domesday Book 5, Berkshire*, 31.3(D.B.fo.61c) Phillimore, 1979; H. C. Darby and Eila M.J.Campbell, ed., *op.cit.*, p.265 ; *VCH Berkshire*, i.p.309.
- (32) P.Morgan ed., *Domesday Book 5, Berkshire*, 31.4(D.B.fo.61c) Phillimore, 1979; H. C. Darby and Eila M.J.Campbell, *op.cit.*, p.265 ; *VCH Berkshire*, i.p.340; F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond*, Cambridge, 1897, p.79.
- (33) *VHC Buckinghamshire*, i.p.214.
- (34) P.Morgan ed., *Domesday Book 3, Surrey*, 1.2(D.B.fo.30a) Phillimore, 1975; H. C. Darby and Eila M.J.Campbell, *op.cit.*, p.389; 田中正義『イングリランド初期歴史の諸問題』山川出版社 一九七八年 一三〇頁。
- (35) *CMA*, i.p.288.
- (36) G.Lambriek, "Abington Abbey Administration", *Journal of Ecclesiastical History*, 17, 1966, p.165. フォリティアスが院長だった時期には修道士の数も著しく増加している。すなわち彼が院長に就任した一〇〇〇年当時一八名だったアビントンの修道士は、わずか一七年間うちに七八名に急増していた。この点については J.Burton, *Monastic and Religious Orders in Britain 1000-1300*, Cambridge University Press, 1994, p.173.
- (37) 拙稿『ヘンリー一世の法』第一七章と御料林一覽書一』『東北公益文科大学総合研究論集』第十号 二〇〇六年 五頁。この特権はヘンリー一世の令状にちよつと再確認されたこと( *HA*, no.296 )。
- (38) *Historia et cartularium monasterii Sancti Petri Gloucestriae*, ed. W.H.Hart, 1863, ii.no.DCCXX ; *RRAN*, II, no.629 ; *Calendar of the Patent Rolls, Richard II, 1377-81*, p.68 ; 前掲 拙稿『ヘンリー一世の法』第一七章と御料林一覽書一』一〇一一頁。
- (39) 『狩人クロック』はパークシヤ( *RRAN*, II, nos.615, 616, 696 ) 及びハンフシヤのニコール・フォレスト( *RRAN*, II, no.687 ) でウィリアム二世治世期同様 フォレスト関係の職に就いていた。
- (40) *HA*, no.133. Cf. *CMA*, i.p.94; *TCL*, 82; *RRAN*, II, no.696. なお、この権利はカムナ、パークリの森の管理、ノロシカの捕獲、開墾、罰金の免除、マウンテンにおける市の開設権とならび、ヘンリー二世の令状にちよつと再確認されたこと( 'Preterea concede eis habendam in custodia eorum silham de Cumenora et de Bagelea, et quod capiant omnes capreolos quos ibi invenire poterint, et certuos et ceruas non capiant nisi mea licentia, et nemini do licentiam ibi uenandi nisi illis, et omnes forisfacturas



- sartorum condono eis. Concedo etiam eis totam decimam de uenatione que capta fuerit in foresta mea de Windesores. Et concede eis habendum libere et tenendum mercatum de Abbendona. (HA, no.293) Cf. CMA,ii,p.220. 修道士がローグマーユ一世が獲得した特許状に記されたこの諸権利はたんに組織的である: 'Concedimus preterea et confirmamus abbati et monachis de Abbendonia silum de Cumenore et de Baggelea in libera custodia eorum perpetuo habendam, et omnes capreolos quos ibi inuenire poterunt, accipiant, et ceruos et ceruas non accipiant nisi nostra licentia: et omnes forisfacturas sartorum de Cumenore et de Baggelea eis condonamus. Et concedimus eis habendum et tenendum libere et quiete, bene et in pace, integre et honorifice, mercatum de Abbendonia. Concedimus eis preterea totam decimam de uenatione que capta fuerit in foresta nostra de Windleshores. Precipimus etiam quod abbas Hugo et omnes successores sui et monachi quieti sint de theloneo, de passagio, de pontagio, de lestagio, et de omnibus consuetudinibus per omnes terras nostros et portus maris de omnibus rebus quas homines sui poterunt affidare esse suas proprias. Et concedimus quod habeant warennas, et capiant lepores et uulpes in omni Berchescire et in omnibus terris suis, et prohibemus ne quis in terris suis fugeat uel leporem capiat sine eorum licentia.' (HA, Appendix II,p.374) Cf. CMA, ii, pp.247-8; *The Cartae Antiquae, Rolls 11-20*, edited by J.C.Davies, Pipe Roll Society,vol.LXXI, London, 1960, no.470.
- (41) バークシャーのフォレストはヘンリー一世治世では ウィンザー城代ウィリアム・フィッシン・ウォルタの管理下におかれていた *Magnum Rotulum Scaccarii, vel Magnum Rotulum Pipe de Anno Tricesimo Primo Regni Henrici Primi* ed., by Joseph Hunter, Public Record Commission, London, 1833, p.127.f.A.Green, *The Government of England under Henry I*, Cambridge University Press, 1986, p.254.
- (42) 前掲『ヘンリー一世の法』第十七章『御森林一覽書』一五—一三三頁。
- (43) HA, no.295. Cf. CMA,ii,pp.219-20; T.C.L99.
- (44) HA, no.298.
- (45) リチャード・ユウ・ルーンゼ、当時ウィンザー・フォレストの宮内職に就いた。S.Bond, *op.cit.*, p.244; HA, p.305, n.712.
- (46) HA, no.297. Cf. CMA,ii, p.221.
- (47) RRA, I, no.166.
- (48) RRA, I, no.259.
- (49) RRA, I, no.265. Cf. *Monasticon Anglicanum*, originally published by Sir William Dugdale, A new edition, by J.Caley, H.Ellis and



Rev.B.Bandinel, vol.I, London, 1817, p.111, no. XXXIX : 'Willelmus rex Goisfredo vicecomiti et ceteris Lundoniensibus fidelibus suis salutem. Mando et praecepto vobis ne in terris Lanfranci archiepiscopi, quae ad Hergam suum manerium pertinent, cervos vel cervas ne capreolos capiatu nec omnino aliquam venationem in eis faciatu praeter eos quibus ipse praecipit, vel licentiam dederit.' これらの文言から、間接的ではあるが、カンタベリー司教ランフランクに対してアカジカの捕獲が認可されていたことがうかがえる。おなじ鹿でもアカジカの捕獲が認可されているケースは珍しく、管見の限りでは、皆無に等しい。カンタベリー大司教ランフランクならではの特権であることが。

- (50) RRANI, no. 439.  
(51) RRANI, no. 347.  
(52) RRANI, no. 446.  
(53) RRANI, no. 450.  
(54) RRANI, nos. 331, 332.  
(55) RRANI, no. 332.  
(56) RRANI, no. 447. ドームズデイ調査時にはオズモンドの息子ラルフ Ralph son of Osmund がその土地を保有していたが、それはかつてラムジ修道院が所有していたものであった。ウィリアム二世はハンティンドンシャの州長官に対して、オズモンドの息子ウィリアム William son of Osmund がその当時保有していたハースト Hyrst の土地をラムジ修道院に再占有させた。D. Bates, "Two Ramsey Abbey Writs and the Domesday Survey", *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 63, 1990, p. 338.
- (15) E. Mason, "William Rufus and the Benedictine Order", *Anglo-Norman Studies XXI*, edited by Christopher Harper-Bill, The Boydell Press, 1999, pp. 113-144.
- (38) E. Cownie, *op.cit.*, p. 47.
- (59) *Ibid.*, p. 47.
- (60) K.L. Shirley, *op.cit.*, p. 56. 但し、この点に関してシャリーが依拠している史料も主として筆者が本稿で利用した *Regesta* であり、各修道院とフォレストとの対立・抗争が詳説されているわけではない。その内実の解明は筆者にとっても大きな課題である。
- (61) 本稿で取りあげたもの以外に、RRANI, nos. 51, 56, 73, 161, 260, 457 を参考。なお、これに関連しつつ RRAN, I, Introduction, p. xxxi, §28 GH.W.C. ジャヴァスによる解説を参照された。

- (62) ウィリアム・オヴ・マームズベリーによれば、一〇八八年セント伯オドらの反乱に際して、ウィリアム二世はイングランド人の支持を得るため、彼らに狩りの自由を認めたといい、これは、王の排他的な狩猟権を裏書きするものといえよう。 Cf. *William of Malmesbury, Gesta regum Anglorum The History of the English Kings*, ed. and tr. by R.A.B.Mynors, completed by R.M. Thompson and M.Winterbottom, Oxford, 2 vols, 1998-9, vol.1, no.306.
- (63) ウィンクフィールドの「四ハイドの土地」がフォレストにとり込まれたこと、そしてそれがドウムステイ・ブックによっても裏づけられることは、タービースらによって指摘されているが(H. C. Darby and Eila M.J.Campbell, *op.cit.*, p.265; *VCH Berkshire*, p.309.) 同じウィンクフィールドの「半ハイドの土地」とウォルタ・フィッツ・アザの関連性についてはまったく触れられていない。なお、ブティ・デュタイイ、コックス、ターナー、ヤングといった歴史家は、ウィンクフィールドのフォレスト化や本稿でみたようなアビンドン修道院とフォレストの対立・抗争については言及していない。
- Cf.C.Petit-Dutaillis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, ii, Manchester, 1915; J.C.Cox, *The Royal Forests of England*, London, 1905; G.J.Turner ed., *Select Pleas of the Forest*, Selden Society, London, 1901; C.R.Young, *The Royal Forests of Medieval England*, University of Pennsylvania Press, 1979.
- (64) 「のちにつ述べる」とは、筆者の診頭にあるのは、マクナ・カルタをジョン王時代の所産ではなく、ヘンリー二世治世以降のアングロー体制下における統治全般の所産であるとする J.C.Holt, *Magna Carta*, Cambridge, 1965 (J.C.C.ホウルト、森岡敬一郎訳『マグナ・カルタ』慶應義塾大学出版会、二〇〇〇年)。
- (65) 中世の年代記にみられる証書の利用・役割については、中村敦子氏がすぐれた論考を発表している。註5)に挙げた論考のほか、中村敦子「バトル修道院年代記にみられる証書の利用」『史林』八六巻三号、二〇〇三年、一三二—一四〇頁など。アビンドン修道院年代記はさまざまな出来事や修道院長の生涯・業績などを記録しているが、最大の関心事は修道院がもっていた諸権利にあった(Atsuko NAKAMURA, *Ibid.*, p.14)。本稿でみたウィンクフィールドの土地と森林をめぐる係争も、アビンドン修道院がもっていた権利に対する侵害行為の一例といえよう。
- (66) Anglo-Saxon Chronicle, "E" in D. C. Douglas and G. W. Greenaway, ed., *English Historical Documents*, ii, London, 1953, p.171.
- (67) G.R.C.Davis, *Medieval Cartularies of Great Britain*, London, 1958, pp. xi-xiii; 中村敦子「前掲論文「証書と叙述と—『アビンドン修道院史』の事例から—」」五五頁; Atsuko NAKAMURA, *op.cit.*, p.14.

**A Note on the Royal Forests in Anglo-Norman England focusing on the Relationship between Abingdon Abbey and Windsor Forest**

Shigeki TOYAMA

This paper is an attempt to investigate the relationship between Abingdon abbey and a royal forester with particular reference to the estate of the abbey at Winkfield, and to the forest privileges granted by the Anglo-Norman kings. In his writ, William Rufus forbade Walter fitz Other, forester and castellan of Windsor, from interfering with the lands of the abbot, including woods at Winkfield. Like so many disputes of the era, this actually had begun during the reign of William the Conqueror and can be taken as one of the most common disputes between monasteries and royal officials during the period. It could well be that *unus homin*(a man)in the Domesday Book entry for Winkfield and Walter fitz Other were one and the same person. The clergy often ran afoul of forest law, but they benefited from special privileges contained in many royal charters. The impact of the forest laws was mitigated by charters or writs issued for several monasteries. Unfortunately, there is not enough evidence from both Williams to show how the forests were administered. Perhaps this may be a proof that the kings only grudgingly allowed forest privileges to a few of his greatest barons.